

## 「制度改革」について

1980 年以降、実験・実習教育の充実と「実習教員」に対する様々な制限や差別等を一掃しようとする取り組み、議員立法として国会で「制度改革法案」が審議されました。しかし、結局成立に至りませんでした。

### 「制度改革(教諭一元化)法案」とは？

正式名称「学校教育法等一部を改正する法律案」

#### ① 学校教育法の改正

「実習助手」を削除し職務規程をなくす。

#### ② 高校定数法の改正

教諭と実習助手の定数を合計して一本化する。

#### ③ 文部科学省省令の改正

理科実験および障害児学校の特殊教科担当の教諭免許をあらたに取得できるようにする。

#### ④ 関連法案の改正

制度改革にともなう関連法を改正する。

#### ⑤ 経過措置

法律成立時に「実習助手」であるものに対し、一定期間の経過措置をもうける。

というものです。

現在、法案としての上程はされていませんが、実習教員運動の根幹をなすのは、「制度改革(教諭一元化)」の精神です。

しかし、昨今の教育諸条件の悪化に伴い「制度改革」への道のりが厳しくなっています。

ぜひ、毎年おこなっている「実験・実習教育の充実と『実習助手』制度改革を求める署名」にご協力ください。

## 実験・実習教育の現状

最近、実験・実習授業の時間数が減少傾向にあります。この背景には「教育予算の削減」「実習教員の兼務」「座学重視の傾向」など多くの問題があります。



実験・実習を通じた学習により確かな知識や幅広い視野を養うことは、真の学力向上に必要なことです。

## 実習教員の賃金を大幅改善

学校現場では教諭と同じ働き方であるにもかかわらず1級賃金に抑えられており、退職手当には、かなりの差があります。長年のとりくみによって、全国のほとんどの道府県の実習教員はなんらかの形で2級に格付けされる道がつくられています。しかし近年、廃止あるいは格付け時期を遅らせるなどの圧力が強まっています。これをはねのけるため、全国の仲間が頑張っています。待遇改善の方法は全国でまちまちです。詳しくは所属組織までお問い合わせください。



## あなたの力が必要です！

今ある権利や待遇はだまっけていて得られたものではありません。全国の仲間が力を結集しとりくみ改善させた成果です。

**「なにもいわなければなにも変わりません！」**

みなさんの加入を心からお待ちしています。

## あなたも私たちの仲間に

私たちは、実験・実習教育の充実と、全国12,000 人の実習教員の待遇改善のために運動しています。



全日本教職員組合  
実習教員部

〒102-0084 東京都千代田区二番町 12-1

全国教育文化会館

TEL : 03(5211)0123 FAX : 03(5211)0124

E-mail : jikkkyo@educas.jp

## 実験・実習教育の充実と「制度改革」

全国的に、教育予算や定員の削減など実習教員のおかれた状況は深刻です。また「授業に出て指導をしているのに評価に加われない」「部活を中心的な立場で指導しているのに試合に引率できない」など、多くの矛盾と問題をかかえています。このような問題の解決をめざし「実験・実習教育の充実と『実習助手』制度改革」実現をもとめ日々とりくんでいます。

## 職名について

「実習助手」という職名は、正式な名称でありながら学校現場において矛盾や差別などさまざまな問題をもたらしています。「制度改革」が進展しない中、それらを改善するため、各道府県組織のとりくみにより、「実習教員」などの呼称が多く組織で使用できるようになりました。また、私たちとの交渉の中で文部科学省も「**各道府県で呼称としてつけることに問題ない**」「**各道府県で使用する呼称については、現行制度上では違法とは考えていない**」と答弁しています。

きりとり

( ) 組合加入届

氏名	
勤務校	
連絡先	

## 実験・実習教育が抱える様々な問題点！

- ・実習免許だけの教諭定数枠任用替えの採用試験を廃止された。
- ・入試業務に携わることを制限されている。
- ・賃金、諸手当において差別的扱いを受けている。
- ・再任用給与水準引き下げ問題。
- ・施設管理を理由に校務分掌を持たせず、職員会議にも出席させない。
- ・労働衛生管理上の安全性の問題。

このような様々な問題について交流し、私たちは、現行憲法を守り生かす運動をすすめ、子ども達ひとりひとりに寄り添いながら、大切に育てる教育を実現するために今後もとりくんでいきます。

## 実習教員の職務って？

学校教育法 60 条 4 項に「実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける」と記されています。これをもとに実習教員が補助的な業務に押し込められることがあります。しかし、この「助ける」は「教頭は校長を助け」「助教諭は教諭を助け」などと同じ「助ける」であり、実験実習教育の効果を向上させるものです。「実習助手」だけが補助的業務という論法は成り立ちません。また、私たちとの交渉の中で文部科学省も、実習教員について「**生徒の指導を行うことは職務規程に違反しないものである**」との認識を明らかにしています。

## 全国の仲間との楽しい学習交流 「全教実習教員部」

### 全国学習交流集会」

毎年、全国学習交流集会を開催しています。実践を持ち寄り、学習と交流を深めています。「実験・実習を通し主体的な学習をしてほしい」という願いから、生徒が興味を持ってとりくめるよう研究しています。

**2018年度の集会**では全国から高等学校・障害児学校に勤務する26組織・65名が参加し、富山県富山市にて開催しました。

集会では丁寧な学習と活発な意見交流がなされ、今後の実習教員部運動をより発展させるものとなりました。さらに、憲法カフェを開催することで、憲法の重要性、平和の尊さを参加者全員で再認識することができました。

さて、今集会では新しい試みとして「青年教職員支援塾」を開設しました。青年教職員の成長はもとより、ネットワークづくりや組合の意義を知ってもらう絶好の機会となりました。

参加者からは「頭が痛くなるほど刺激を受けた」「時間が足りない。もっと勉強したい」「この集会があってこそ学習できた」などと自分たちを振り返り、明日からの実験・実習教育に向けて意欲あふれる声が寄せられました。

2019年は北海道・札幌市で開催します！！  
**「やっぱね！ in 北海道」(2019. 8月24・25日)**  
皆様の参加を心よりお待ちしております！！